一般社団法人日本自動車タイヤ協会第2版：2022 年 9月29 日

# 低車外音タイヤの普及促進に関する実施要領

日本のタイヤ業界（一般社団法人日本自動車タイヤ協会；JATMA）は、自主基準として表題の制度を策定した。JATMA会員、非会員を問わず、本制度への参加を希望する事業者に対し、下記の通り参加方法・運用規定等について情報提供する。

【本件に関する問合せ先】

一般社団法人日本自動車タイヤ協会

タイヤ関連事業者の皆様：　国際部

TEL 03-3435-9094

Email　[teishagaiontaiya@jatma.or.jp](mailto:teishagaiontaiya@jatma.or.jp)

報道関係、お客様：　総務部・広報担当

TEL 03－3435－9095

Email [teishagaiontaiya@jatma.or.jp](mailto:teishagaiontaiya@jatma.or.jp)

測定データの届出、各種販促物への表示方法等は以下にお問合せ下さい。

タイヤ公正取引協議会

TEL　03-5210-0811

Email　jizensoudan@tftc.gr.jp

【提供情報】

（1） 低車外音タイヤの表示制度

・低車外音タイヤに関する試験方法及び表示方法に関する運用基準（別添①）



（2） 低車外音タイヤ試験の実施方法

①ISO 13325 に則り、タイヤの車外騒音の測定を実施する。

②ISO 13325が定める方法で試験が実施できない場合、国際連合欧州経済委員会（以下「UNECE」という。）の「タイヤの車外騒音・ウェット路面上の摩擦力・転がり抵抗に係る協定規則（第117号）（以下UN R117という）」で定めた試験法にて実施する。

③試験するタイヤのサイズは、UNECEが定める協定規則の認証機関が定めるWorst Case Criteriaに基づき決定する。

（3） 低車外音タイヤ表示のためのデータ提出

・タイヤ車外騒音の値が別添①で定める基準値に適合したタイヤを「低車外音タイヤ」として表示する場合、「タイヤ公正取引協議会提出用フォーマット」（別添②）に必要事項を記入し、タイヤ公正取引協議会（以下、TFTC）へ提出する。提出先は、uesugi@tftc.gr.jp

・TFTCは、「タイヤ公正取引協議会提出用フォーマット」の提出を2022年6月3日以降受け付ける。追加提出は、それ以降随時可能。

・TFTCへ申請の際は別添②と共に、「低車外音タイヤ」の試験要件適合のエビデンスとして、UN R117 02シリーズ認可証、又は試験レポートをタイヤ公正取引協議会へ提出する。試験レポートには、UN R117認可取得用試験レポートフォーマットに記載されている項目が、任意の書式により記載されていること。

・UN R117 02シリーズ認可証をタイヤ公正取引協議会へ提出後、追加サイズ等が発生する場合の対応を以下の通りとする。

1. 日本市場以外向けのサイズを追加しExtension申請を実施した場合、認可証の再提出は不要とする。
2. 日本市場向けのサイズを追加しExtension申請を実施した場合、追加サイズのエビデンスとして認可証を再提出する。
3. Worst Case サイズがカバーする未認可サイズを申請する場合、認可証の再提出は不要とする。

・別添②では、UNECEが定める協定規則の認証機関が定めるWorst Case Criteriaに基づいて試験を実施したサイズでカバーされるタイヤサイズを一まとめに記載し、試験実施したサイズは一番上の行に記載する。

・Worst Case Criteriaに基づいて試験実施したサイズは、届け出タイヤサイズに含まれなくてもよい。

・試験レポートをタイヤ公正取引協議会へ提出する場合、UNECEが定める協定規則の認証機関が定めるWorst Case Criteriaに基づき、試験サイズを選定し、その試験データを提出する。

・また、提出する試験データが公正かつ正確であることを証明する旨を記載した書面も併せてTFTCに提出すること。





（4） 「低車外音タイヤ」である旨の表示を実施する場合のルール

・「低車外音タイヤ」の表示を行う際は、別添①の「低車外音タイヤ関する試験方法及び表示方法に関する運用基準」、及び別添④の「低車外音タイヤアイコン運用に伴うルール」に基づき表示する。



(5) 低車外音タイヤアイコンのデータ提供

・タイヤ公正取引協議会への低車外音タイヤ表示のためのデータ提出が完了した事業者に対し、JATMA 又はタイヤ公正取引協議会（会員専用 Web サイト）は、低車外音タイヤアイコンの電子データと印刷に必要な情報を支給する。

(6) 運用・実施要領に基づく表示対応が出来ていない場合の措置

・別添①の運用・実施要領に基づいた表示対応が出来ていない場合は、タイヤ公正取引協議会の「タイヤの表示に関する公正競争規約」に基づき、タイヤ公正取引協議会より改善等の指導・措置が行われる事がある。

以　上